

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 契約(第4条-第14条)
- 第3章 端末接続装置(第15条・第16条)
- 第4章 付加サービス(第17条)
- 第5章 利用中止及び利用停止(第18条・第19条)
- 第6章 利用の制限(第20条)
- 第7章 使用料等
  - 第1節 使用料(第21条)
  - 第2節 使用料の支払義務(第22条)
- 第8章 保守(第23条-第25条)
- 第9章 免責(第26条)
- 第10章 雑則(第27条)

## 第1章 総則

## (約款の適用)

第1条 さぬき市(以下「市」といいます。)は、さぬき市ケーブルネットワーク条例(平成15年さぬき市条例第5号。以下「条例」といいます。)及びさぬき市ケーブルネットワーク条例施行規則(平成15年さぬき市規則第14号。以下「規則」といいます。)により、さぬき市ケーブルネットワークインターネット接続サービスを提供します。

2 本約款に定めのない事項については、条例及び規則によるものとします。

## (約款の変更)

第2条 市は、条例及び規則の変更を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、使用料その他の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- (2) サービス 電気通信設備を使ってインターネットに接続するサービス
- (3) 伝送路設備 電気通信設備のうち、さぬき市ケーブルネットワークセンターから保安器までの電気通信回線
- (4) 契約 本約款に基づく、サービスの提供を受けるための契約
- (5) 契約者 さぬき市ケーブルネットワーク(以下「SCN」という。)の加入者又はその利用者であって、サービスへの利用を申請し、市長が承認したもの
- (6) 契約者回線 サービスを利用するために使用者が設置する保安器以降の電気通信回線
- (7) 端末設備 契約者回線の一端に接続される電気通信設備
- (8) 端末接続装置 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備(ケーブルモデム)
- (9) 音声告知装置 市が設置する端末設備で、通常IPアドレスを付与して接続する機器(音声告知端末)
- (10) 自営端末設備 契約者が設置する端末設備で、通常IPアドレスを付与して接続する機器(パソコンなど)
- (11) 付加機能 サービスに付加する追加機能

## 第2章 契約

## (サービスの内容)

第4条 契約には、料金表に規定する品目があります。

## (契約の単位)

第5条 市は、契約者ごとに1の契約を締結します。

## (サービスの区域)

第6条 サービスの区域は、SCNが業務を行う区域とします。

## (加入者の施設設置範囲)

第7条 契約者が指定した建物又は工作物において保安器以降に設置する契約者回線は、端末接続装置及び音声告知装置を除き、契約者に設置をしていただきます。

## (契約者の資格)

第8条 契約者の資格は、既にSCNの加入者又はその利用者であり、SCNの負担金又は使用料について滞納がないものとします。

## (利用申請の方法)

第9条 サービスの利用の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した規則で定める申請書を市に提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端とする場所
- (2) その他サービスの内容を特定するために必要な事項

2 サービスの利用申込者が、SCN加入者と異なる場合は、規則で定める同意書を添えて申請するものとします。

## (利用申請の承認)

第10条 市は、利用の申請があったときは、受け付けた順に従って承認します。ただし、業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 市は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用の申請を承認しないことがあります。

- (1) SCNの加入の承認を受けていないとき。
- (2) SCNの負担金又は使用料の滞納があるとき。
- (3) サービスの取扱上、電気通信設備に余裕がないとき。
- (4) その他SCNの業務の遂行上著しい支障があるとき。

## (サービスの変更)

第11条 契約者は、サービスの利用申請の内容に変更がある場合は、規則に定める申請書を市に提出していただきます。

2 前項の申請の方法及び承認については、前2条の規定に準じて取り扱います。

## (契約者が行う契約の解除)

第12条 契約者が、本契約を解除しようとするときは、規則で定める申請書を市に提出していただきます。

2 前項による契約解除の場合、市が貸与した端末接続装置を契約者の負担により返却していただきます。ただし、契約者が音声告知装置を設置している場合は、この限りではありません。

## (市が行う契約の解除)

第13条 市は、次の場合には、この契約を解除することがあります。

- (1) 第19条の規定によりサービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) 条例第25条の規定により、SCNの加入の承認を取り消したとき。
- 2 市は、前項の規定により、この契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の規定により、この契約を解除するときの負担は、前条第2項の規定に準じて取扱うこととします。

(譲渡の禁止)

第14条 契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第3章 端末接続装置

(端末接続装置等の貸与)

第15条 市は、契約者に端末接続装置を貸与します。ただし、音声告知装置の貸与を希望する契約者には、端末接続装置が装着された音声告知装置を貸与します。

(端末接続装置等の設置)

第16条 市が貸与した端末接続装置及び端末接続装置が装着された音声告知装置（以下「端末接続装置等」という。）の設置は、契約者の負担で市が指定するものが設置するものとします。

第4章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第17条 市は、契約者から請求があった場合は、料金表の規定により付加機能を提供します。

2 契約者が付加サービスを利用する場合は、規則で定める申請書を市に提出していただきます。

3 契約者は、利用している付加サービスの内容に変更がある場合は、規則に定める申請書を市に提出していただきます。

4 前2項の申請の方法及び承認については、第9条及び第10条の規定に準じて取り扱います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第18条 市は、次の場合には、サービスの利用を中止することがあります。

(1) 電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 天災、事変その他の偶発的な事故など自己の責めに帰することのできない事由が生じたとき。

(3) 通信が著しくふくそうしたとき。

2 前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ契約者にお知らせします。

(利用停止)

第19条 契約者が次のいずれかに該当するときは、サービスの利用を停止することがあります。

(1) 5月以上にわたり使用料を納付しないとき。

(2) 第27条の規定に違反したとき。

(3) 端末接続装置を故意に破損したとき。

(4) 利用の申請に当たって、申請書に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(5) 前各号のほか、本約款に違反する行為、サービスに関する業務の遂行若しくは市の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え、又は与える恐れのある行為を行ったとき。

2 市は、前項の規定により、サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 利用の制限

(利用の制限)

第20条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 契約者が、市の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第7章 使用料等

第1節 使用料

(使用料の適用)

第21条 市が提供するサービスの使用料は、料金表に定めるところによります。

2 使用料の支払い方法は、市が別に指定する金融機関に開設した契約者が指定する預金口座からの振り替え又は市が発行する納付通知書により市が別に定める納付場所へ納付することとします。

3 契約者が指定した預金口座が残高不足などにより、振替日に使用料の振り替えができなかった場合は、市が発行する納付通知書により市が別に定める納付場所へ納期限までに納付することとします。

第2節 使用料の支払義務

(使用料の支払義務)

第22条 契約者は、契約に基づいてサービスの利用を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間については、料金表に規定する使用料の支払いを要します。ただし、契約に基づいてサービスの利用を開始した日の属する月に契約を解除した場合は、サービスの利用を開始した日の属する月の使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止又は利用停止によりサービスの利用ができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

(1) 第20条に定める利用中止があった場合は、契約者は、その期間中の使用料の支払いを要します。ただし、契約者の責めによらない理由により、連続して10日以上サービスを全く利用できない状態が生じた場合は、当該月分の使用料を減額します。

(2) 第21条に定める利用停止があった場合は、契約者は、契約に基づいてサービスの利用を開始した日の属する月の翌月から起算して、利用を停止した日の属する月までの期間については、使用料の支払いを要します。

3 市は、使用料の支払いを要しないこととされた使用料が既に支払われているときは、その使用料を返還します。

第8章 保守

(市の維持責任)

第23条 市は、市が設置した電気通信設備を本契約に基づくサービスが円滑に提供できるよう維持します。

(契約者の維持責任)

第24条 契約者は、自営端末設備又は加入者回線を適切に維持していただきます。

(契約者の切り分け責任)

第25条 契約者は、自営端末設備が本契約に基づく伝送路設備に接続されている場合において、正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は契約者回線に故障のないことを確認の上、直ちにその旨を市に通知していただきます。

2 市は、前項の通知があった場合、市が指定するものを派遣し、故障の原因を調査します。

3 前2項の原因が、市の電気通信設備又は端末接続装置等であった場合は、速やかにその修理等を行います。ただし、その原因が自営端末設備又は契約者回線にあった場合は、前項の派遣に要した費用を契約者に負担していただきます。

第9章 免責

(免責)

第26条 市は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、何らの責任も負いません。

2 契約者が、インターネットを介して第三者が提供するサービスを受けたときの費用は、その契約者の負担とし、市は一切の責任を負いません。

3 本約款等の変更により自営端末設備又は契約者回線の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、市は一切の負担をしません。

第10章 雑則

(利用に係る契約者の義務)

- 第27条 契約者は、市がサービスの提供に必要な電気通信設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は、契約者が負うものとします。
- 2 契約者は、契約に基づき市が貸与した端末接続装置等を、次の各号に掲げるとおり善良な管理者の注意をもって管理することとします。また当該機器以外の端末接続装置の接続を禁止します。
- (1) 入質又は他人に譲渡及び転貸しないこと。
  - (2) 分解又は故意に破損する行為を行わないこと。
  - (3) 設定情報を消失又は変更する行為を行わないこと。
  - (4) 故意又は過失により、滅失又は損傷したときは、原状復旧等に要する費用及びこれによって生じた損害の費用を負担すること。
- 3 契約者は、次の各号に掲げる行為を行わないこととします。
- (1) 他の加入者のID及びパスワード等を不正に使用すること。
  - (2) 中傷、わいせつ等、公序良俗又は法令に違反すること。
  - (3) 本サービスのシステムを利用して、他の第三者にサービスを利用させること。
  - (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、使用又は提供すること。
  - (5) 他のものに損害又は苦痛を与える情報を発信すること。
- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

附 則

この約款は、平成19年4月1日から施行します。

附 則 (平成20年さぬき市告示第56号)

(施行期日)

- 1 この約款は、平成20年4月1日から施行する。  
(サービス開始期日)
- 2 インターネット接続サービスのうち10Mインターネットは、平成20年5月1日からサービスを開始するものとする。
- 3 付加サービスのうちウェブメール及びダイヤルアップ接続は、平成20年6月1日からサービスを開始するものとする。

料金表

品 目	使用料 (月額)	内 容	
インターネット接続サービス	512Kインターネット	2,000円	回線速度下り512kbps 上り128kbpsの定額接続サービスです。
	10Mインターネット	3,300円	回線速度下り10Mbps 上り1Mbpsの定額接続サービスです。
付加サービス	電子メール	無 料	電子メールアドレス(容量10MB)を提供します。ただし、1契約当たり最大10個までとします。
	ウェブメール	無 料	契約者が利用している電子メールをウェブメールとして提供します。ただし、当該付加サービスの委託事業者が別に定める利用規約等に同意することを条件とします。
	ホームページ	無 料	契約者のホームページ(容量20MB)を提供します。ただし、容量の追加はできないものとします。
	ダイヤルアップ接続	無 料	四国内33アクセスポイントでのダイヤル回線によるインターネット接続を提供します。ただし、当該付加サービスの委託事業者が別に定める利用規約等に同意することを条件とします。